

納税方法

市・県民税の申告

れかに該当する方は申告の必要はありません。

①税務署に確定申告書を提出した方

②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書が提出されている方

③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方

④税制上の被扶養者等となっている方

毎年1月1日に市内にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず、前年中の所得を申告していただく必要があります。申告していない場合は、市・県民税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①～④のいずれ

に該当する場合は申告の必要はありません。

市・県民税の税額決定・納税通知書を発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源の一つです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

※税額の計算方法の詳細は、通知書に同封する「市民税・県民税の税額等の明細」をご覧ください。

なお、確定申告期間の延長に伴い、3月16日(水)以降に所轄税額決定通知書または税額変更通知書を提出した場合は、申告内容を確認後、随時、税額決定通知書または税額変更通知書を送付します。

※税額決定通知書または税額変更通知書を送付します。

書」は6月10日(金)に発送します。

今年度の「市民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」は6月10日(金)に発送します。

前年中および令和4年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。

公的年金の所得に係る市・県民税が年金から天引きされます。

※4月・6月・8月に年金かなら天引きされた額が、今年度の税額を上回る方には、後日、過納金を還付する通知を送付します。

③公的年金から特別徴収の場合
【年金所得者】

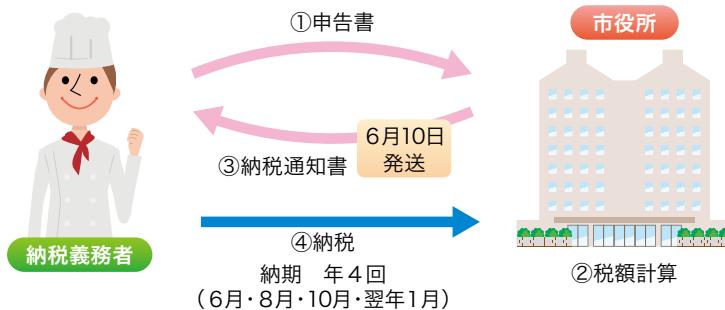
6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされます。勤務先を通じてお受け取りください。

②給与からの特別徴収の場合
【給与所得者】

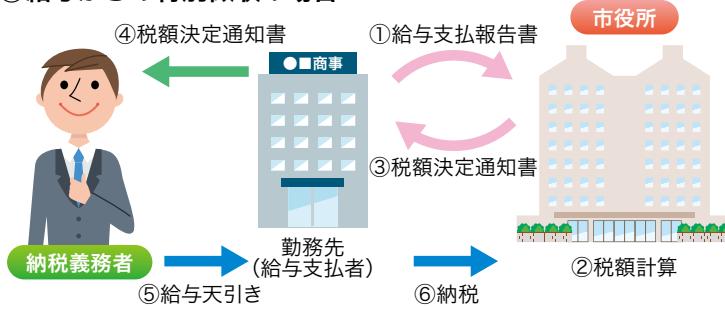
年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期です。納付書もしくは口座振替で納めてください。

納税方法

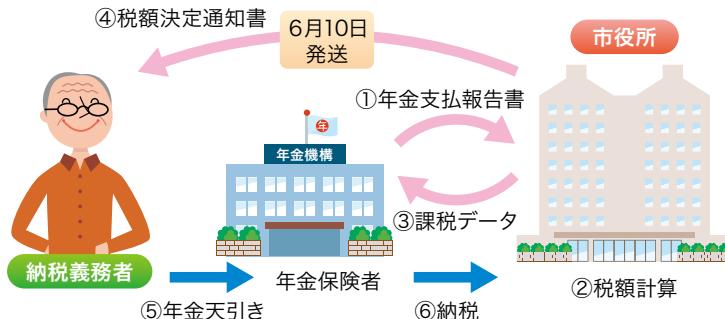
①普通徴収の場合



②給与からの特別徴収の場合



③公的年金からの特別徴収の場合



市民税課 (2階)
問合せ
電話 (20)1577
FAX (20)1609